

令和7年4月22日
不動産・建設経済局建設業課

技術検定の試験地拡大に向けて ～指定試験機関が公募(試行)を開始します～

技術検定の試験地について、試験運営(試験会場の確保等)にご協力をいただける機関を公募し、その後、指定試験機関との協議・調整の上、試験地を追加する試みを開始することとなり、本日、その募集要項が指定試験機関のHPに掲載されましたのでお知らせいたします。

<背景等>

技術検定は、建設業法27条に基づき国土交通大臣が実施する国家試験で、合格者は建設業法により建設工事に配置が求められる技術者になることができます。

また、試験事務については、国土交通大臣が指定する試験機関が行っております。

国土交通省及び指定試験機関では、技術検定の受検資格の合理化やインターネット申請の順次導入等に取り組んでおり、令和6年度の技術検定の受検者数は、前年度に比べ約1.5倍(1級第一次検定)となる等、多くの方に受検をしていただいております。

建設業の担い手確保に資するため、引き続き受検環境の改善が必要であると認識しており、特に、試験地については、受検者の受検意欲に繋がる重要な要素であると考えております。

<試験地拡大のため公募(試行)>

このような背景等を踏まえ、今般、指定試験機関において、試験運営にご協力いただける機関を公募することとし、応募頂いた機関と指定試験機関における協議・調整の結果、実施可能と判断される場合に、試験地を追加する試行を実施することといたしました*。

※最終的には、国土交通大臣が追加を決定し、実施計画として公表いたします。

【公募の概要】

- 対象検定種目等：公募検定種目は土木^{※1}・建築・電気工事、級等は2級第一次検定(後期)^{※2}
- 追加可能枠：1県1会場とし土木は10県程度、建築・電気工事は4県程度^{※3}
- 当該試験会場での受検者の範囲：試験会場がある都道府県内の高校生等を想定。
- 応募頂く機関：行政機関(都道府県等)や教育機関(工業高校等)を想定
- 協力頂く内容(概要)：試験会場の確保・運営、試験監督員の確保・実施等
- スケジュール：令和7年6月30日応募締め切り。

その後、調整が整った種目から試験地を追加。

※1：検定種別は「土木」とし、「鋼構造物塗装」「薬液注入」を除く。

※2：若年受検者の利便性向上等の観点から、まずはこの内容にて実施。

※3：既存試験地所在都道府県を除く。また、「建築」と「電気工事」は同じ試験会場での併催。

【募集要項等の掲載場所、問合せ先】※募集要項については、各指定試験機関にお問合せ下さい。

検定種目	試験機関	募集要項HP・問合せ先
土木	一般財団法人 全国建設研修センター	HPアドレス： https://www.jctc.jp/exam/ 電話番号：042-300-6850(試験業務局 企画管理部)
建築及び 電気工事	一般財団法人 建設業振興基金	HPアドレス： https://www.fcip-shiken.jp/ 電話番号：03-5473-1581(試験研修本部 試験管理・講習部)

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設業課 谿花、山本
代表：03-5253-8111(内線 24-743、24-744)
直通：03-5253-8380